

# 留学生と法教育

黒羽友子（国際武道大学別科武道専修課程）  
kurobane@budo-u.ac.jp

## 【要約】

外国人犯罪に見られる大きな特徴として取り上げられていることに、外国人犯罪者の知的水準が高いこと、また日本の法律あるいは犯罪に関する知識が不足し、同国人の情報を基にして犯罪に走るという傾向が顕著であることが挙げられている。多文化共生時代に突入している今、留学生として日本に在住している間に、日本の法的知識を深めるということは非常に意味があると思われた。本稿は、留学生教育の一環として、模擬裁判員裁判を行うにいたった過程である。

## はじめに

国際武道大学別科武道専修課程では2011年1月に、模擬裁判員裁判という体験学習をおこなった。これは、現職の弁護士、ロースクール修了者、役者さんなどというメンバーで構成され、できるだけリアルに法廷で行われる刑事裁判を再現するものである。別科生は、被告人弁護士側、検察側にわかれて審議を行い、判決を下すという体験学習であった。経費、時間など多くの困難があったが、それを行った背景には、勝浦市という小さな町に居住する外国人として、警察から留学生を対象としたガイダンスが2007年、2008年、2009年と三回行われたことが挙げられる。

勝浦市での外国人居住者である留学生がとくに社会的に大きく取り上げられるような問題あるいは事件を起こしたわけではない。日本国内における外国人犯罪の特徴として取り上げられる以下の二点に、勝浦市ではまだ事件とはいかないまでも、その兆しがみられるのではないかと警察側に判断されたことに起因すると考えられる。

外国人居住者の犯罪に見られる特徴。

- ① 日応本国内の交通法規など日常生活における法規を知らない、あるいはそれを考えずに自国での習慣で行動する。
- ② 違法行為ではあるとわかっているにもかかわらず、同国人の情報によって日本では外国人だから捕まらないだろうという意識、警察等公的機関に対する不信感でやってしまうことである。

具体的に留学生によって発生した問題。

### ・自転車による事故の頻発

二人乗りによる転倒によって当人が骨盤骨折

スピードの出しすぎによる転倒2件。

一人は全身打撲で入院、もう一人はあごの骨折で入院

自転車の飛出しによるトラックとの接触、当事者は軽傷。

自転車というと、手軽で便利である。しかし日本のように車が左側通行の国ではやはり注意を喚起することが必要であり、交通法規があるのである。

- ・ 同国人同士の間での銀行カードの不正使用。

友人が先輩の命令で、当事者の知らない間に使用、それを知らなかった当事者が、残高を不審に思い銀行に相談して発覚。それをきっかけに同国人同士で勝手にカードを使用されることが頻繁にあったことが判明。

- ・ 資格外活動の許可申請をしないでアルバイトを申し込む。

先輩や仲間から大丈夫といわれアルバイトを申し込んでいた。

- ・ 同国人同士での詐欺ではないかとも思われる案件。

交通違反の罰則金を、同国人の先輩から警察に話をつけてやるからといわれて、お金を渡す。実は、この先輩の親が自国の警察関係だったので日本の警察も賄賂がきくと判断。先輩を信じたといい。本人は罰金の支払い命令がきたので驚き、話がついているはずだといって警察まで文句を言いに行き判明。期日までに支払わなければ収監するとあったので、警察から検察庁まで話に行った。検察官から先輩の行為は詐欺に相当すると言われても、まだ自国の先輩のことを信じ、日本人が賄賂をもらいながら自分達が外国人だから騙したと言いつ張る。なぜここまで事実を書いたかという、同国人同士の情報、信頼関係、自国での判断が、日本人社会ではそのまま通用しないということ認識するまでには、留学生によっては、実際我々が考える以上に時間と経験を必要とするのである。

このような問題は本当に些細なことと思われるかもしれないが、この中にも将来的には外国人犯罪につながっていくのではと考えられる要素があると警察側が判断したのであろう。また同時に日本全体でも外国人犯罪に対する社会不安の増大、外国人居住者との共生が大きく取り上げられたときであった。また千葉県全体で、警察が外国人居住者に対する試みとして、各地域で頻繁に行っていたときでもあった。勝浦市の留学生では、自転車事故、同国人内でのカード不正使用、詐欺行為などが目立ったときであった。

警察側は、通訳として韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語等を準備し、非常に丁寧に行われたものであった。自転車は実地指導も行われた。

## 1. 勝浦市における留学生と地元住民との間

勝浦市は2010年の人口は20788人、その内外国人人口は167人である。この167人中30名ほどが留学生である。勝浦市の人口はここ10年間ほぼ増減がないが、外国人人口は10年前の98人からみれば確実に増加してきてはいる。しかし千葉県全体の中でも勝浦市は産業に乏しく、これからも外国人人口が大きく増加するということはないと考えられる。従って、この少ない留学生と地元勝浦市民との人間関係が勝浦市での「多文化共生」とも言えるのである。

### 1-1. 留学生による勝浦市内での地元との国際交流は重要視されてきた

国際武道大学別科武道専修課程では、設立されてから毎年、国際交流として地元小学校、中学校などの交流会に参加してきている。この16年間毎年行ってきてはいるが、やはり変化してきたと思われるところもある。

#### 1-1-1. 小学校との交流会に見られる変化

小学校での交流会は、その大きな流れがきまってしまうている。

別科生入場—歓迎の言葉—別科生自己紹介—ゲーム等の活動—昼食—スポーツまたは遊び—小学生によるお礼の言葉—別科生からお礼の言葉—見送り

この流れはいつも同じパターンで繰り返されるが変化したと思われる部分は以下の通りである。

この15年間で大きく3つに区分できる。

{第一期 1997～2002}

・小学校、中学校等6校を訪問、留学生はお客様のようにして歓迎されていた。その中でよく言われたことは、「外人さんと話す機会がない」のでこれは本当にいい機会です。

外国人そのものが珍しいとされたときだったと考えられる。

{第二期 2002～2007}

・異文化を知るといのが目的になる。国旗の説明、自国の人口、言語、首都などの説明を求められる。小学生側からは、日本の遊び、歌、地元産業などの紹介があった。

・廃校予定の小学校から年に数度、村祭り、父兄参加の芋煮会、そばづくり、文化祭等に招待されるようになる。非常に小さなコミュニティーではあるが、そこには家族的な交流があった。

訪問先の廃校となった小学校は2校あった。勝浦市の中でも過疎化が進んでいた地区であった。勝浦市内の中学校、小学校もやはり訪問していたが、この廃校となった小学校との交流はその深さが異なる。

{第三期 2007～2011}

・各学年に外国人あるいはハーフの子弟が見られるようになった。少ないながらも外国人人口の増加は確実に身近なものになっていた。

・英語教育の一環として要望されるようになった。

(ゲームが英語会話練習となってきた)

・歓迎セレモニーのあとの自己紹介では歴史、文化、母語、国旗、物語等の発表など別科生側から準備していくものも多くなった。パネル、物語、写真、映像等を通じて紹介することが多くなった。

(毎年行く小学校もあるので、小学生側からの質問、母語への関心も深くなってきている。小学生の事前学習時間も多くなったようである)

・外国人は珍しい人ではなく、対象が異文化への興味・関心となっている。各国別にブースを作って、それぞれのブースで活発な質問、意見の交換がおこなわれるようになった。

・地元父兄から、スーパーマーケットなどで出会ったときは声を掛けられるようになる。

## 2. 留学生側からの変化

別科生を含む留学生の在籍数は、毎年20～30名である。この留学生の間にも変化が見られる。やはり当初の留学生では、出身国との経済格差による貧困が大きな問題であった。それによって、アパート代の滞納、留学生の間だけでの盗難などが問題であった。しかし、少なくとも2005年以降からの問題は、貧困によるものだけではなく、同国人による間でのカードの不正使用、詐欺行為などの問題、交通法規であった。本稿とは直接関係はないがごみ捨て、騒音への市民からの苦情等も生じて

きた時でもある。

日本全体から見れば、外国人居住者数の急激な増加により地域での住民の日常生活に大きな社会変化が見られるのが現状である。それから見れば、この勝浦市での事件は本当に些細なものである。

しかし、外国人犯罪の特徴が、これらの些細な事件の中に兆しとしてあるということを認めることは容易である。日本政府の方針として、高度な専門知識、教養豊かな人物を外国人居住者として望み、そのためには「留学」という手段が日本への入国手段として最も適切であると外国人が判断する現状からは、留学生教育の中に、日本事情として日本の法教育を取り上げることは、実は外国人犯罪を未然に防ぐという意味で非常に有益であるのではないかと思われる。まだ犯罪とまではいかないまでも、今、この留学生教育の中で、「模擬裁判員裁判による法教育」を取り上げることは、留学生の日本人社会での生活への意識を高める上で意義があると考えた。

## 2-1. 法教育の実施

2010年10月、国際武道大学別科では、法教育専門の授業をおこなっているリーガルパークに依頼をした。リーガルパークはまだ活動を始めて一年目であった。法律の専門家集団によって運営されている団体である。都内の高校、中学を対象に模擬裁判員裁判を行っている。現役弁護士、元検察官、司法書士、役者さんなどによって非常にリアルな法廷を再現し、法律というものを身近におき、認識させようとするものである。日本の裁判が裁判員裁判になり、誰もが裁判に裁判官として立ち会わなければならない可能性があるということから、法的知識、判断への認識を深めることを目的に行われている。

2011年1月に実施するにあたって準備したこと。時間を追って説明すると以下の通りである。

- ① まずは日本語の問題であった。法廷をよりリアルにするためには、起訴状の読み上げ、陳述、判決すべてが法律用語をそのまま用いるということであった。またテーマとして取り上げられた事件に関する十分な理解が必要であった。別科生にとってほとんど初めての日本語ばかりであった。事件に関する資料は、英語、韓国語、中国語の翻訳をつけた。スペイン語は日本語に堪能な母語話者に依頼。
- ② 被害者、加害者、警察の取り調べ、事情聴取、裁判、被告、原告、証人、裁判官等の用語の確認を含めて、事例を全員で読んで話しあった。韓国語、中国語、スペイン語の母語話者に参加を依頼、各自の意見を日本語で表現できるように準備。
- ③ リーガルパーク職員一名が説明のために参加。日本の裁判制度、裁判員裁判について説明及び裁判での原告側、被告側、裁判員の分担を決定。
- ④ 弁護士との打ち合わせ。  
リーガルパークから弁護士2名、リーガルパーク職員1名によるそれぞれの役割に対する意見の調整。陳述文の作成。
- ⑤ 模擬裁判員裁判の会場を設置、裁判官、裁判員役の別科生は法服を着用。  
弁護士3名、リーガルパーク職員2名、被告人・証人役の役者さん3名、別科生によって模擬裁判を実施。

テーマは、母親を介護していた無職の男性が、母親を突き飛ばして死に至らしめた事件であった。

原告側、被告側が下記のような立場からそれぞれに意見を述べたものを要約すると以下の通りである。

原告側：被告は無職であった。母親の年金だけが被告の収入源であった。

かなりの力を加えなければ、死亡にいたるようなけがをさせることはない。

以前にも被害者である母親に暴行をうけたあとが見られた等の意見陳述が行われた。

被告側：誰が一番母親の世話をしていたのかというと、それは被告人である。

誰もが世話をしたくてもできないというなかで、彼だけが世話を続けていたということ見落としてはいないか。仕事がないから母と暮らしていたのではなく、母と暮らしているので仕事が見つからなかったということも考えられないか。母を施設に入所させると、拘束されるなどという話をきいて、施設に入れることができなかったことを、彼のやさしさとして理解できないか。

別科生の下した判決は懲役3年、執行猶予5年であった。この判決に対して異論はなかった。当初、別科生の中では自国でもこのような犯罪はときどき見られることである。自国では執行猶予は絶対にありえないと話していた。しかし、自分の下した判決は執行猶予つきである。そして自分は日本人の心で考えたと話していた。「メキシコでは絶対に懲役となるが、裁判でこんなに人の心の中まで入っていくとは思わなかった。日本とメキシコの違いをすごく感じた。」とこのような感想が述べられていた。

一人の日本人の生活環境、家庭環境を、人間関係を深く掘り下げることによって、別科生にとっては非常にリアルに日本人社会を見た気持ちであった。また当然、日本の警察機構、裁判所、法律等への理解・認識も飛躍的に伸びた。この裁判をしているときに、自分は日本人社会の中で生活をしているんだということを具体的に実感したという感想も述べられていた。

## 結び

留学生の間では、外国人犯罪というといつもどこの国の人がどんな犯罪行為を犯したかということに興味が集ましがちであった。しかし、日本人社会での日本人の犯罪とその環境を掘り下げることによって、日本人の市民生活の中でいかに警察が機能し、人々がいかに法律的判断に基づいて生活しているかという部分が伝わり、日本の警察など司法への信頼感が得られたことも大きな成果であったと思われる。日本での外国人居住者による犯罪行為の中には、自国での警察や司法への不信感から、日本でも大丈夫という安易な気持ちで始まるということが多々あると言われている。また犯罪として成立するまではいかないまでも、実際に同国人による問題の中ではそれに近いものが、身近な留学生の間でも見られた。日本人社会が多文化共生時代に突入している今、外国人居住者の中での留学生人口の比率を見れば、留学生教育としての法教育が重要な取り組みとして考えられてもいいのではないだろうか。本来は日本人の中学生・高校生を対象とした法教育ではあるが、留学生にとっても非常に意義のあるものと考えられる。

## 参考文献

岩男壽美子（1991）『外国人犯罪者』中公新書

有川憲治、稲葉奈々子等（2006）『外国籍住民との共生にむけて』移住労働者と連帯する全国ネットワーク

張荊（2003）『来日外国人犯罪』明石書店